

# 租税特別措置法第 87 条（承認酒類製造者に 対する酒税の税率の特例）に関する Q & A

令和 5 年 8 月

（令和 5 年 11 月 10 日更新）

国 税 庁

**租税特別措置法第 87 条(承認酒類製造者に対する  
酒税の税率の特例)に関するQ&A 改正履歴**

年 月	改正の概要
令和 5 年 8 月	初版(所得税法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 3 号)の施行)
令和 5 年 11 月	問 2-6 及び問 4-6 の更新

※ 用語の使い方例

- 措置法：租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
- 措置令：租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
- 措置規則：租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
- 震特法：東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）
- 改正法：所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）
- 改正令：租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 145 号）
- 通達：平成 11 年 6 月 25 日付課酒 1-36 ほか 4 課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」（法令解釈通達）

## 目 次

### 【1 制度の概要】

- (問 1-1) 今般の措置法の改正の概要について教えてください。 P. 1
- (問 1-2) 改正に至った経緯について教えてください。 P. 1
- (問 1-3) 新旧制度の違いについて教えてください。 P. 3
- (問 1-4) 新制度適用までのスケジュールについて教えてください。 P. 4

### 【2 新制度適用関係】

- (問 2-1) 新制度の適用対象者について教えてください。 P. 4
- (問 2-2) 特定大法人やみなし大企業とはどのようなものですか。 P. 5
- (問 2-3) どのような者が、常時使用する従業員に含まれるのか教えてください。例えば、製造時期にのみ雇うような者は含まれるのでしょうか。 P. 5
- (問 2-4) 新制度の適用要件である 3,000 kℓの判定について教えてください。 P. 6
- (問 2-5) 試験製造免許のみ保有している場合は新制度の対象となるのでしょうか。また、製造免許と試験製造免許を保有している場合、3,000 kℓの判定はどのようになるのでしょうか。 P. 7
- (問 2-6) 新制度で軽減の対象となる酒類はどの品目になりますか。 P. 7
- (問 2-7) 新制度の軽減内容及び軽減割合について教えてください。 P. 7
- (問 2-8) 新制度ではいずれか一の品目の前年度課税移出数量が 400 kℓを超えた場合に、その数量に応じて当年度酒税累計額の軽減割合が縮減されると聞きましたが、ここでいう「いずれか一の品目」とは、前年度課税移出数量が一番多い品目のことをいうのですか。 P. 8
- (問 2-9) いずれか一の品目で前年度課税移出数量が 400 kℓ超となった場合、その品目以外の酒類についても酒税の軽減割合は縮減されるのですか。 P. 9
- (問 2-10) 令和 6 年 4 月以降に、酒類製造免許を取得して酒類製造場の所在地を所轄する税務署長宛に承認申請書を提出しましたが、いつから新制度の適用を受けることができますか。 P. 9
- (問 2-11) 製造した酒類を未納税移出すること（いわゆる桶売り）を主体としておりますが、わずかに自社で製造した酒類を課税移出しております。この場合、自社で課税移出する酒類について、当社は新制度の適用を受けることができるのでしょうか。また、輸出用酒類の製造を主体とした場合は新制度の適用を受けることができるのでしょうか。 P. 9
- (問 2-12) 事業計画書の承認を受けた後、総課税移出数量が 3,000 kℓを超えたときは、いつから新制度の適用を受けられなくなりますか。また、その後再び、総課税移出数量が 3,000 kℓ以下となった場合、新制度の適用を再 P. 10

- び受けることができるのでしょうか。
- (問 2-13) 新制度の適用を受けている承認酒類製造者ですが、承認が取り消される場合があると聞きました。どのような場合に承認が取り消されますか。 P. 10
- (問 2-14) 承認が取り消された場合、これまでの新制度適用分について修正申告を行う必要があるのでしょうか。 P. 10
- (問 2-15) 期限が付されている製造免許を有していますが、新制度の対象となるのでしょうか。 P. 11

### 【3 手続関係】

- (問 3-1) 新制度の適用を受けるための手続について教えてください。 P. 11
- (問 3-2) 令和 6 年 4 月に承認酒類製造者となるためには、いつまでに承認申請書を提出する必要がありますか。 P. 12
- (問 3-3) 酒税特例措置に係る誓約書ではどのような内容を誓約するのでしょうか。 P. 12
- (問 3-4) 事業計画書にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。 P. 12
- (問 3-5) 事業計画書に記載する目標の具体的な例示はありますか。 P. 13
- (問 3-6) 年度の途中で事業計画書の記載内容を変更することは可能ですか。また、事業計画書の記載内容に変更があった場合、どのような手続が必要ですか。 P. 13
- (問 3-7) 新制度適用の承認を受けた後、現在有している製造免許に加えて新たに別の品目の製造免許を取得する予定ですが、事業計画書の変更が必要になりますか。 P. 13
- (問 3-8) 実績報告書とはどのようなものか教えてください。 P. 13
- (問 3-9) 令和 9 年 3 月 31 日までの事業計画書（3 年分）を提出することは可能ですか。 P. 14
- (問 3-10) 事業計画書に記載した目標が達成できなかった場合、承認は取り消されるのでしょうか。 P. 15
- (問 3-11) 国や地方自治体の補助金の申請時に事業計画書や中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画を作成していますが、これを使用することはできますか。 P. 15
- (問 3-12) 製造免許申請書と同時に承認酒類製造者となるための承認申請書を提出し承認を受けることは可能ですか。 P. 15
- (問 3-13) 承認を受けた後で法人成りや合併、分割等により製造免許を引き継いだ者には、承認の効力は引き継がれますか。また、製造場の新設、移転等があった場合、何か手続が必要になりますか。 P. 16

#### 【4 経過措置】

- (問 4-1) 激変緩和のための経過措置とはどのようなものですか。 P. 16
- (問 4-2) 令和 6 年 4 月以降に、旧制度の計算方式の適用を受けていましたが、軽減額が縮減してしまうことが分かりましたので、年度の途中から新制度の計算方式の適用を受けることはできますか。 P. 18
- (問 4-3) 令和 6 年 4 月以降に、新制度の計算方式の適用を受けていましたが、軽減額が縮減してしまうことが分かりましたので、旧制度の計算方式を適用できますか。 P. 18
- (問 4-4) 旧震特法に基づき国税庁長官の確認を受けた者が令和 6 年 4 月以降も引き続き、旧震特法の経過措置による軽減を受けるための手続を教えてください。 P. 19
- (問 4-5) 共同蔵置法人に係る経過措置について教えてください。 P. 19
- (問 4-6) 特定大法人やみなし大企業であっても、承認酒類製造者になれば経過措置を適用することができますか。 P. 19

#### 【5 その他】

- (問 5-1) 再移出控除の適用を受ける酒類は、酒税の軽減対象となりますか。 P. 20
- (問 5-2) 当年度酒税累計額の算出方法について教えてください。 P. 20
- (問 5-3) 酒類が戻し入れられた場合の当年度酒税累計額の計算方法について教えてください。 P. 21
- (問 5-4) 酒類が戻し入れられた場合の酒税法第 30 条第 1 項《戻入れの場合の酒税額の控除》の取扱いについて教えてください。 P. 21
- (問 5-5) 年度の途中で承認酒類製造者の承認を受けましたが、当年度酒税累計額を算出する際には、その年度の初日から承認を受けるまでの期間の酒税額も含めて計算するのでしょうか。 P. 22
- (問 5-6) 相続があった場合の手続を教えてください。 P. 22
- (問 5-7) 相続があった場合の前年度課税移出数量、特定品目前年度課税移出数量及び当年度酒税累計額について教えてください。 P. 23

## 【1 制度の概要】

(問 1-1) 今般の措置法の改正の概要について教えてください。

(答) 令和 5 年度税制改正において、これまで措置されていた措置法第 87 条及び第 87 条の 4 のいわゆる「中小特例」や「地ビール特例」、震特法第 43 条のいわゆる「震災特例」と呼ばれる特定の品目の酒類に係る 3 つの特例措置を廃止し、新たに、承認を受けた酒類製造者に係る全ての品目の酒類について、製造規模に応じて酒税を軽減する特例措置が講じられました。

新たな特例措置は、経営基盤の強化に資する施策を計画し実施する意欲的な酒類製造者を対象としています。具体的には、①前年度課税移出数量(注)が 3,000 kl以下の酒類製造者(資本金の額又は出資金の額が 3 億円超かつ従業員 300 人超の法人等を除きます。)であり、かつ、②経営基盤の強化のための事業計画書を作成し、税務署長から承認を受けるなどした酒類製造者が特例措置の対象となります。

(注) 「前年度課税移出数量」とは、全ての品目の酒類の前年度における純課税移出数量(課税移出数量から戻入れ数量を控除した後の数量)の合計です。

また、新たな特例措置への円滑な移行のための経過措置が講じられており、新制度の適用により税負担が増える者は、届出をすることにより改正前の措置法に定められていた軽減税率に一定の割合を乗じた軽減税率が適用可能となっています。

特例措置の対象者については詳しくは、問 2-1 をご覧ください。

(措置法第 87 条、改正法附則第 54 条から第 56 条まで及び第 63 条)

(問 1-2) 改正に至った経緯について教えてください。

(答) 酒類市場は、現状、少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化、高度経済成長期後における消費者の低価格志向、ライフスタイルの変化や嗜好の多様化等により、国内消費は全体として中長期的に縮小傾向にあります。こうした影響に対応するための取組は、一般に中小零細の酒類製造者ほど相対的に大きな負担を伴うものと考えられますが、国内全体の酒類消費の減少が避けられないものと考えら

れる中、近年、高付加価値な酒類の製造による価格引上げや新たな需要の獲得、好調な日本産酒類の海外需要に対応した酒類の輸出などを進める製造者が増えています。こうした酒類製造者が更に増えていくことは、酒類業の健全な発達にとって極めて重要です。

また、酒類市場は、大規模事業者による酒類が市場全体のほとんどを占める環境にある中で、地域で多様な酒類を製造している意欲的な中小事業者を存続させていくことは、多様化する国内外の消費者ニーズに対応することで酒類業の健全な発達を図り、ひいては酒税を保全する観点からも重要です。

このような点を踏まえ、地域性などを踏まえた多様な酒類の製造などに積極的に取り組み、酒類業の健全な発達に寄与する中小事業者に対して支援を行う観点から、新たな酒税の軽減措置が講じられることとなりました。

改正前の措置法第 87 条の「中小特例」は、平成元年の級別制度（清酒をその原材料や製法、品質に応じて「特級、一級、二級」の三段階に分類していた制度）の廃止や、その後の酒税率の改定の際に増税の対象となった品目に限って、酒類製造者の税負担の増加を緩和する観点から設けられた特例です。また、同法第 87 条の 4 の「地ビール特例」は、平成 6 年にビールの最低製造数量基準が見直され、いわゆる地ビール製造が解禁された後、平成 15 年に地ビール製造業への新規参入の促進や創業期の経営基盤を安定させる目的で設けられた特例です。

しかし、「中小特例」については、制度創設から既に 30 年以上が経過し、創設当時の制度趣旨・目的である激変緩和という考え方は希薄化しているとの指摘が、「地ビール特例」については、地ビール製造者が順調に増えてきたことや、制度創設から 20 年が経過し、創業期を超えた事業者への適用が続いており、見直しが必要との指摘がなされていました。

また、「租税特別措置」は、本来の税負担を軽減する特例的な措置であり、このような特例の適用を受けるためには、国民が納得できる、公平で透明性の高い税制としていかなければいけません。そうした観点から、会計検査院からも、「国民に酒税の特別措置の内容をしっかりと説明し、政策の実効性を高めていく必要がある」という指摘がなされていました。

こうした経緯を踏まえ、国税庁において、酒類業中央団体連絡協議会に加盟し

ている製造6団体と意見交換を重ね、地域性などを踏まえた多様な酒類の製造などに積極的に取り組み、酒類業の健全な発達に寄与する中小事業者を支援する新たな特例措置を講ずることが適切との結論に至ったため、税制改正要望を行い、税制調査会における議論や国会審議を経て、本制度の見直しが実施されることとなりました。

**(問1-3) 新旧制度の違いについて教えてください。**

(答) 新旧制度では制度の趣旨、対象品目、適用要件、軽減内容と軽減割合の違いがあります。主な違いについては次の表のとおりです。

	旧制度	新制度
制度の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 級別制度の廃止や酒類間の税負担格差の縮減に伴う税負担の大幅な上昇による影響緩和</li> <li>・ 小規模なビール製造業への参入促進及び創業期の経営基盤の強化</li> </ul>	地域性などを踏まえた多様な酒類の製造などに積極的に取り組む中小の酒類製造者の支援
対象品目	清酒、単式蒸留焼酎、連続式蒸留焼酎、果実酒、合成清酒、発泡酒(麦芽比率50%未満)、ビールの7品目	承認を受けた酒類製造者が製造する全ての品目
適用要件	品目ごとの前年度課税移出数量が1,300kℓ以下であり、かつ、前年度の総課税移出数量が10,000kℓ以下	事業計画書を作成し承認を受けた者で、特定大法人やみなし大企業等に該当しないこと、前年度の総課税移出数量が3,000kℓ以下であること、酒税滞納処分等の欠格事由に該当しないこと
軽減内容	当年度の課税移出数量のうち200kℓまでの対象品目の	全ての品目に係る酒税の納付税額(当年度酒税累計額)に応じて一定



	酒税をそれぞれ軽減	の金額までの酒税を軽減
軽減割合	一定の割合で軽減	「当年度酒税累計額」の区分に応じ、段階的に軽減割合を縮減し、酒税を軽減

**（問 1-4）新制度適用までのスケジュールについて教えてください。**

（答） 旧制度は、令和 5 年 3 月 31 日に廃止され、令和 5 年 4 月 1 日から新制度が施行されましたが、令和 5 年 4 月 1 日から 1 年間は準備期間として旧制度が引き続き適用されます。

このため、実際には令和 6 年 4 月 1 日から新制度の適用が開始されることとなり、同日から新制度の適用を受けるためには、令和 5 年 12 月 31 日までに酒類製造場の所在地を所轄する税務署長宛に「酒税特例措置を受ける酒類製造者の承認申請書」（以下「承認申請書」といいます。）を提出する必要があります。

なお、承認申請書を提出する酒類製造者は、酒類業の健全な発達に資する取組等を記載した事業計画書等を作成し、これを添付する必要があります。

（措置法第 87 条第 5 項、改正法附則第 54 条から第 56 条まで及び第 63 条）

## 【 2 新制度適用関係】

**（問 2-1）新制度の適用対象者について教えてください。**

（答） 次の要件をいずれも満たす製造者が適用対象者となります。

- (1) 事業計画書を作成し、承認を受けた者（承認酒類製造者）
- (2) 前年度の末日において常時使用する従業員の数が 300 人を超える個人又は特定大法人・みなし大企業に該当しない者
- (3) 前年度の総課税移出数量が 3,000 kℓ以下である者（完全支配関係がある者の数量を含む。）
- (4) 酒類の製造免許を受けている者（試験製造免許のみの場合を除く）
- (5) 次の欠格事由に該当しないこと
  - イ 前年度の末日以前の 2 年内において酒税の滞納処分を受けた場合
  - ロ 免許の取消事由に該当する場合（酒税法第 10 条第 3 号から第 5 号まで又は

第7号から第8号までに規定する者に該当する場合)

ハ 酒類業組合法第84条第2項の規定による酒税保全のための命令又は同法第86条の4の規定による公正な取引の基準に関する命令に違反した場合  
(措置法第87条第1項、第3項及び第4項)

**(問2-2) 特定大法人やみなし大企業とはどのようなものですか。**

(答) 「特定大法人」は、軽減税率適用年度の前年度の末日において資本金の額又は出資金の額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える法人を指します。また、「みなし大企業」は、軽減税率適用年度の前年度の末日において特定大法人との間に当該特定大法人による完全支配関係(注)がある法人等を指します。

なお、「特定大法人」の判定において、酒類製造者の親会社が外国法人の場合の資本金については、前年度の末日の相場による円換算により判定することになります。

また、「特定大法人による完全支配関係がある法人」とは、規模の大きい酒類製造者(特定大法人)が直接に又は持株構造の中で支配する法人について、当該法人自体が小規模であっても、実質的には支配する側の規模の大きい酒類製造者と同視し得るとした法人となります。

(注) 「完全支配関係」は、法人税法第2条第12号の7の6《定義》における完全支配関係と同様の概念です。

(措置法第87条第3項及び第4項、通達第3編第87条第3項関係2)

**(問2-3) どのような者が、常時使用する従業員に含まれるのか教えてください。  
例えば、製造時期にのみ雇うような者は含まれるのでしょうか。**

(答) 常時使用する従業員は、原則、労働基準法第20条第1項に基づく解雇の予告を必要とする者であり、次の①～③の者は含まれません。ただし、季節的業務に期間を定めて使用される者は、次の①～③の者であっても常時使用する従業員に含まれます。

① 日々雇い入れられる者

ただし、1か月を超えて引き続き使用される場合については、常時使用する従業員に含まれます。

② 2か月以内の期間を定めて使用される者

ただし、上記の期間を超えて引き続き使用される場合については、常時使用する従業員に含まれます。

③ 試用期間中の労働者

ただし、14日を超えて引き続き使用される場合については、常時使用する従業員に含まれます。

なお、季節的業務に期間を定めて使用される者とは、例えば酒類製造者が特定の季節（10月～翌年4月まで）にのみ製造を行っている場合に、その期間中、酒類の製造業務等に従事する者をいいます。

おって、季節的業務とは、春夏秋冬の四季、あるいは結氷期、積雪期、梅雨時期等の自然現象に伴う業務に限られます。

（措置法第87条第3項、通達第3編第87条第3項関係1、労働基準法第20条第1項及び第21条）

**（問2-4）新制度の適用要件である3,000 kℓの判定について教えてください。**

（答） 旧制度では、前年度の品目ごとの課税移出数量が1,300 kℓ以下であり、かつ、総課税移出数量が10,000 kℓ以下の者との生産規模要件がありました。新制度では、この生産規模要件が見直され、前年度の総課税移出数量が3,000 kℓ以下の者かどうかで判定することとなります。

この前年度の総課税移出数量の判定は、改正法の施行日である令和5年4月1日以後、酒類製造者間で完全支配関係が生じた場合、完全支配関係がある酒類製造者間の前年度の総課税移出数量を合算して3,000 kℓ以下であるかどうかを判定することとなります（グループ合算制度）。

なお、令和5年3月末までに完全支配関係が成立している場合は、グループ合算して判定する必要はありません。

（措置法第87条第1項及び第3項、改正法附則第56条第5項、通達第3編第87条第1項関係1、通達第3編附則第56条第5項関係1）

**(問 2-5) 試験製造免許のみ保有している場合は新制度の対象となるのでしょうか。また、製造免許と試験製造免許を保有している場合、3,000kℓの判定はどのようになるのでしょうか。**

(答) 新制度では、試験製造免許のみを有する製造者は、特例の対象外となります。

なお、製造免許と試験製造免許の両方を有する製造者の総課税移出数量の判定は、製造免許及び試験製造免許の前年度の総課税移出数量を合算して、3,000 kℓ以下であるかどうかを判定することとなります。この場合、試験製造免許に係る課税移出についても、新制度が適用されます。

(措置法第 87 条第 1 項及び第 3 項)

**(問 2-6) 新制度で軽減の対象となる酒類はどの品目になりますか。**

(答) 新制度は、製造者に着目した特例措置であり、製造免許を受けている酒類と同一の品目の酒類については、全ての品目の酒類が軽減の対象となります。

なお、製造免許を受けていない品目の酒類を未納税移入し、その後、改めてそのまま課税移出した酒類（酒税法第 43 条のみなし製造の適用を受けない混和を行った酒類を含みます。）は、軽減の対象となりません。（令和 5 年 11 月 10 日更新）

(措置法第 87 条第 1 項)

**(問 2-7) 新制度の軽減内容及び軽減割合について教えてください。**

(答) 新制度の軽減額の計算方式では、軽減税率適用年度の当年度酒税累計額（注）の区分に応じて、軽減割合が縮減されます。これは、地域性などを踏まえた多様な酒類の製造など、酒類業の健全な発達に寄与する取組は、一般に中小零細の酒類製造者ほど相対的に大きな負担を伴うと考えられることを踏まえ、酒税納税額に応じて軽減割合を縮減していくことにより、製造規模に応じた調整を行う仕組みが措置されています。

(注) 「当年度酒税累計額」とは、軽減を受ける前の酒税額について、その年度の 4 月から全ての品目に係る酒税額を合計して積み上げた総額をいいます。

当年度酒税累計額について詳しくは、問 5-2 をご覧ください。

さらに、いずれか一つの品目で一定の数量規模の酒類を製造する者は、当該品目の市場におけるシェアや影響力が比較的大きいと考えられることを踏まえ、前年度実績における課税移出数量（特定品目前年度課税移出数量）に応じて、軽減割合を縮減する措置が講じられています。

これらの措置により、当年度酒税累計額の区分、特定品目前年度課税移出数量の区分に応じた軽減割合は、次の表のとおりです。

当年度酒税累計額の区分	本来の軽減割合	特定品目前年度課税移出数量の区分		
		400kℓ超 1,000kℓ以下	1,000kℓ超 1,300kℓ以下	1,300kℓ超
		軽減割合 (本来の75% の水準)	軽減割合 (本来の50% の水準)	軽減割合 (本来の25% の水準)
5,000万円以下	20%	15%	10%	5%
5,000万円超 8,000万円以下	10%	7.5%	5%	2.5%
8,000万円超 1億円以下	5%	3.75%	2.5%	1.25%

(措置法第87条第1項及び第2項、通達第3編第87条第2項関係1)

(問2-8)新制度ではいずれか一の品目の前年度課税移出数量が400kℓを超えた場合に、その数量に応じて当年度酒税累計額の軽減割合が縮減されると聞きましたが、ここでいう「いずれか一の品目」とは、前年度課税移出数量が一番多い品目のことをいうのですか。

(答) ご理解のとおりです。前年度課税移出数量が最も多い品目の区分に応じて、酒税の軽減割合が減少されます。

なお、特定品目前年度課税移出数量には、令和5年4月1日以後に完全支配関係のある者に係る前年度における課税移出数量も含まれます。

(措置法第87条第1項及び第2項、通達第3編第87条第2項関係1)

**(問2-9) いずれかの品目で前年度課税移出数量が400kℓ超となった場合、その品目以外の酒類についても酒税の軽減割合は縮減されるのですか。**

(答) ご理解のとおりです。「品目」ごとに軽減措置を受けていた旧制度と異なり、新制度は「酒類製造者」ごとに適用を受けられるため、当年度酒税累計額（全品目の酒税額の合計）の区分に応じて軽減割合が決定されます。また、いずれかの品目で前年度課税移出数量が400kℓを超える品目を製造している方は、当該品目における市場におけるシェアや影響力が比較的大きいと考えられることを踏まえ、その品目以外の酒類を含めて軽減割合が縮減される措置が講じられています。

例えば、清酒と単式蒸留焼酎を製造する製造者の前年度課税移出数量がそれぞれ清酒500kℓ及び単式蒸留焼酎100kℓであった場合（合計600kℓ）、該当年度の酒税累計額（ここでは清酒と焼酎の税額の合計）に対する軽減割合が本来の軽減額の75%の水準となります。

（措置法第87条第1項及び第2項）

**(問2-10) 令和6年4月以降に、酒類製造免許を取得して酒類製造場の所在地を所轄する税務署長宛に承認申請書を提出しましたが、いつから新制度の適用を受けることができますか。**

(答) 承認申請書の提出を受けた税務署長は、申請があった日の翌日から起算して3か月以内に承認又は却下の処分を行うこととされています。承認を受けた者は、承認通知書に記載された承認日から新制度の適用を受けることができます。

（措置法第87条第6項、措置令第46条の7の2第3項）

**(問2-11) 製造した酒類を未納税移出すること（いわゆる桶売り）を主体としておりますが、わずかに自社で製造した酒類を課税移出しております。この場合、自社で課税移出する酒類について、当社は新制度の適用を受けることができますのでしょうか。また、輸出用酒類の製造を主体とした場合は新制度の適用を受けることができるのでしょうか。**

(答) 未納税移出や輸出用酒類の製造を主体としている場合であっても、事業計画書を作成して承認を受ける等、適用要件を満たしていれば新制度の適用を受けることができます。

(問2-12) 事業計画書の承認を受けた後、総課税移出数量が 3,000 kl を超えたときは、いつから新制度の適用を受けられなくなりますか。また、その後再び、総課税移出数量が 3,000 kl 以下となった場合、新制度の適用を再び受けることができるのでしょうか。

(答) 事業計画書の承認を受けた後、全ての品目の合計である総課税移出数量が 3,000 kl を超えることにより、新制度の適用要件を満たさなくなった場合には、翌年度において酒税の軽減措置を受けることができません。

なお、再度、総課税移出数量が 3,000 kl 以下となり、適用要件を満たすこととなった場合には、その翌年度から新制度の適用を受けることができます。

この場合において、一度承認を受けた事業計画書を改めてご提出いただく必要はありませんが、当初提出した事業計画書の記載内容から変更がある場合には、改めて事業計画書をご提出いただく必要があります。

(問2-13) 新制度の適用を受けている承認酒類製造者ですが、承認が取り消される場合があると聞きました。どのような場合に承認が取り消されますか。

(答) 承認酒類製造者の取消事由は、次の①から⑥になります。

- ① 実績報告書に偽りの記載をして提出した場合
- ② 事業計画書の記載に従って取組が行われていないと認められる場合
- ③ 酒税の滞納処分を受けた場合
- ④ 酒類製造免許の取消要件の一部に該当する者
- ⑤ 酒税保全のための命令又は公正な取引の基準に関する命令に違反した者
- ⑥ 承認申請書又は事業計画書に不備又は不実の記載があると認められる場合  
その他これらに類する場合

(措置法第 87 条第 8 項)

(問2-14) 承認が取り消された場合、これまでの新制度適用分について修正申告を行う必要があるのでしょうか。

(答) 次のとおり、取消事由に応じて遡って取り消す対象期間が異なります。取消対象の期間において新制度の適用を受けていた場合は、取り消された日以後に移出した月分の納税申告書に係る修正申告を行っていただく必要があります。

- ① 実績報告書に偽りがあった場合

- ⇒ 当該実績報告書の対象年度の初日に遡って取消し
  - ② 事業計画書の記載に従った取組が行われていない場合
    - ⇒ 取組が行われていない期間の初日に遡って取消し
  - ③ 酒税の滞納処分を受けた場合
    - ⇒ 当該滞納処分を受けた日に遡って取消し
  - ④ 酒類製造免許の取消要件の一部に該当した場合
    - ⇒ 当該取消要件の一部に該当することとなった日に遡って取消し
  - ⑤ 酒税保全のための命令又は公正な取引の基準に関する命令に違反した場合
    - ⇒ これらの命令に違反することとなった日に遡って取消し
  - ⑥ 承認申請書又は事業計画書に不備又は不実の記載があると認められる場合  
その他これらに類する場合
    - ⇒ これらの場合に該当することとなった日に遡って取消し
- (措置法 87 条第 8 項、通達第 3 編第 87 条第 3 項関係 3)

(問 2-15) 期限が付されている製造免許を有していますが、新制度の対象となるのでしょうか。

(答) 期限が付されている製造免許であっても、新制度の対象となります。

### 【 3 手続関係】

(問 3-1) 新制度の適用を受けるための手続について教えてください。

(答) 酒類製造場の所在地を所轄する税務署長宛に、新制度の適用を受けるための承認申請書を提出する必要があります。

なお、2 以上の製造場を有する製造者は、いずれかの製造場を所轄する税務署のうち、法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地、個人の場合は住所地を所轄する税務署長宛に提出してください。

ただし、本店等の所在地を所轄する税務署長の管轄区域内に製造場がない場合や他の税務署長の管轄区域内に課税移出数量が最も多い製造場がある場合など、合理的な理由がある場合は、いずれかの製造場を所轄する税務署長を任意で選んで提出していただくことも可能です。

おって、承認申請書には、承認却下要件に該当しない旨の要件誓約書（「酒税特



例措置に係る誓約書」)と酒類業の健全な発達に資する取組等を記載した事業計画書を添付する必要があります。

税務署長は、当該申請があった日の翌日から起算して3か月以内に審査を行い、申請の承認又は却下の通知をすることになります。

(措置法第87条第5項及び第6項)

**(問3-2) 令和6年4月に承認酒類製造者となるためには、いつまでに承認申請書を提出する必要がありますか。**

(答) 承認申請書は酒類製造場の所在地を所轄する税務署長宛に、随時提出することができます。

税務署長は、原則として当該申請があった日の翌日から起算して3か月以内に承認又は却下の通知を行うこととしており、令和6年4月に承認酒類製造者となるためには、令和5年12月31日までに承認申請書を提出いただくようお願いします。

(措置法第87条第6項、改正法附則56条第7項)

**(問3-3) 酒税特例措置に係る誓約書ではどのような内容を誓約するのでしょうか。**

(答) 承認却下事由である、次の①から⑤までに該当しない旨を要件誓約書により誓約していただくこととなります。

- ① 申請書又は事業計画書に不備又は不実の記載がある場合等
- ② 承認を取り消された日から1年を経過するまでの者
- ③ 申請前2年以内において酒税の滞納処分を受けた者
- ④ 酒類製造免許の取消要件の一部に該当する者
- ⑤ 酒税保全のための命令又は公正な取引の基準に関する命令違反に該当する者

(措置法第87条第6項)

**(問3-4) 事業計画書にはどのような内容を記載すればよいでしょうか。**

(答) 事業計画書に記載する記載事項は、次のとおりです。

- ① 経営基盤の強化のため、酒類製造者が取り組む具体的内容

- ② その取組についての計画期間や目標
- ③ その目標を達成するために必要な具体的な措置  
(措置法第 87 条第 5 項、措置規則第 37 条の 4)

**(問 3-5) 事業計画書に記載する目標の具体的な例示はありますか。**

(答) 事業計画書に記載する目標は、個々の事業規模を意識し、それに見合う客観的な評価が可能な目標を設定していただくこととなります。

目標例については、今後、国税庁において事例集を作成し公表する予定です。

**(問 3-6) 年度の途中で事業計画書の記載内容を変更することは可能ですか。また、事業計画書の記載内容に変更があった場合、どのような手続が必要ですか。**

(答) 年度の途中であっても事業計画書の記載内容を変更することは可能です。事業計画書の記載内容を変更するときは、変更に係る内容及び理由を記載した事業計画書を酒類製造場の所在地を所轄する税務署長に提出してください。

(措置令第 46 条の 7 の 2 第 4 項)

**(問 3-7) 新制度適用の承認を受けた後、現在有している製造免許に加えて新たに別の品目の製造免許を取得する予定ですが、事業計画書の変更が必要になりますか。**

(答) 「品目」ごとに軽減措置を受けていた旧制度とは異なり、新制度は「酒類製造者」ごとに適用を受けられるため、新たに免許を取得したとしても必ずしも事業計画書の記載内容に変更が生ずるものではありません。

なお、新規に免許を取得したことを理由に事業計画書の変更をすることも可能です。

**(問 3-8) 実績報告書とはどのようなものか教えてください。**

(答) 実績報告書とは、事業計画書に記載した目標の達成状況を記載した書面であり、法令で提出が義務付けられています。

この書面の提出は、酒税の軽減を受けるための要件の一つとされていますので、軽減税率適用年度の翌年度の 5 月 31 日までに酒類製造場の所在地を所轄する税

務署長へ提出する必要がある、提出がない場合には、遡って軽減措置の適用を受けることができないこととなります。

なお、実績報告書は毎年度提出する必要がある、記載していただく事項は次のとおりです。

- ① 対象年度において実施した具体的措置及び目標の達成状況
- ② 翌年度以降に実施する具体的措置
- ③ 売上高や売上原価などの酒類製造業の経営に関する事項

なお、上記③については、実績報告書作成の事務負担が極力少なくなるよう、別途実施している「酒類業実態調査」の調査表を提出いただければ、別途必要な様式の提出を省略することとして取り扱うこととしています。

(措置法第 87 条第 7 項、措置規則第 37 条の 4 の 2)

**(問 3-9) 令和 9 年 3 月 31 日までの事業計画書 (3 年分) を提出することは可能ですか。**

(答) 新制度においては、令和 9 年 3 月 31 日まで (3 年分) の事業計画書を提出していただくことは可能です。

しかし、この場合、令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間の事業計画書がなく、実績報告書の作成もできないため、当該期間においては酒税の軽減を受けられないこととなります。このような事態を避けるため、当初から令和 11 年 3 月 31 日までの事業計画書を提出していただくことが望ましいと考えています。

一方で、一旦令和 9 年 3 月 31 日までの事業計画書を提出していただいた後に、事業計画の内容を変更するものとして、令和 9 年 3 月 31 日までに改めて令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの事業計画書を提出していただくことも可能です。この場合、変更された事業計画書の内容で、実績報告書を作成することが可能となります。

なお、この場合、令和 9 年 3 月 31 日までに事業計画書の提出がないときには、承認を取り消すことがありますのでご注意ください。

(措置法第 87 条第 7 項、措置規則第 37 条の 4 の 2)

**(問3-10) 事業計画書に記載した目標が達成できなかった場合、承認は取り消されるのでしょうか。**

(答) 事業計画書の記載に従って取り組んだ結果、目標が未達だったことをもって直ちに承認を取り消すことはありません。ただし、正当な理由がないにもかかわらず、事業計画書に記載した取組が全く行われていない場合など事業計画書の記載に従って取組が行われていないと認められる場合には、承認を取り消すことがあります。

(措置法第87条第8項)

**(問3-11) 国や地方自治体の補助金の申請時に事業計画書や中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画を作成していますが、これを使用することはできますか。**

(答) 使用(申請書に添付)していただいても構いません。その場合、事業計画書には「別紙のとおり」と記載してください。

なお、新制度の適用期間(令和6年4月1日から令和11年3月31日まで)に沿った期間の計画となっていない場合は、事業計画書に適用期間に係る目標等を記載していただく必要があります。

また、事業計画書の様式に記載すべき所定の事項が当該別紙に記載されていない場合については、事業計画書に補完記入してください。

**(問3-12) 製造免許申請書と同時に承認酒類製造者となるための承認申請書を提出し承認を受けることは可能ですか。**

(答) 承認酒類製造者とは、「酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた酒類製造者」とされていますので、承認を受けるには酒類製造者である必要があります。製造免許申請書に係る免許通知を受けた後に、承認申請書を提出していただくようお願いします。

(酒税法第7条及び第21条、措置法第87条第1項、第4項及び第5項)

(問3-13) 承認を受けた後で法人成りや合併、分割等により製造免許を引き継いだ者には、承認の効力は引き継がれますか。また、製造場の新設、移転等があった場合、何か手続が必要になりますか。

(答) 承認の効力は引き継がれません。新制度を適用するためには、新たに申請を行い、承認を受ける必要があります。

また、製造場の新設、移転等があった場合においては、新制度の適用に関しての手続は不要です。

(相続があった場合の承認の効力については、問5-6を参照してください。)

#### 【4 経過措置】

(問4-1) 激変緩和のための経過措置とはどのようなものですか。

(答) 新制度の適用要件を満たしていないために新制度の適用除外となる製造者や、新制度に移行することで、軽減される税額が減少してしまう製造者の方々に配慮するとともに、制度の円滑な移行を図るための経過措置が設けられています。

具体的には、令和6年3月31日までに旧租税特別措置法等の適用を選択する旨の届出書を提出することで、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、激変緩和の観点から、新制度の計算方式の適用を受けずに、旧制度の計算方式を適用できる経過措置が講じられています。

ただし、この経過措置の適用を受ける場合であっても、令和5年12月31日までに酒類製造者の所在地を所轄する税務署長宛に承認酒類製造者になるための承認申請書を提出し、その承認を受ける必要があります。

なお、旧租税特別措置法等の適用を選択する旨の届出書を提出した場合であっても、新制度の計算方式の適用を受けると同様、事業計画書及び実績報告書を提出する必要があります。

旧制度の計算方式による軽減割合は、適用年度の区分に応じ、次表以降の表のとおり順次縮減していき、適用年度の開始前(3月31日まで)に旧租税特別措置法等の適用を取りやめる旨の届出書を提出することで新制度の計算方式に移行することが可能です。

○中小特例の廃止に伴う経過措置（改正法附則第 54 条第 3 項による旧措置法第 87 条）

品目	R 5. 4. 1 ~ R 9. 3. 31	R 9. 4. 1 ~ R 10. 3. 31	R 10. 4. 1 ~ R 11. 3. 31
	軽減割合 (改正前の水準)	軽減割合 (改正前の 9 割の水準)	軽減割合 (改正前の 8 割の水準)
清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものに限る）	20% 【10%】	18% 【9%】	16% 【8%】
果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）	26/90（≒28.9%） 【20%】	23.4/90（≒26%） 【18%】	20.8/90（≒23.1%） 【16%】
合成清酒、発泡酒	10% 【5%】	9% 【4.5%】	8% 【4%】

※ 下欄のカッコ内の割合は、各品目の前年度課税移出数量が 1,000 kℓ超 1,300 kℓ以下の場合の軽減割合

○地ビール特例の廃止に伴う経過措置（改正法附則第 55 条第 3 項による旧措置法第 87 条の 4）

品目	R 5. 4. 1 ~ R 9. 3. 31	R 9. 4. 1 ~ R 10. 3. 31	R 10. 4. 1 ~ R 11. 3. 31
	軽減割合 (改正前の水準)	軽減割合 (改正前の 9 割の水準)	軽減割合 (改正前の 8 割の水準)
ビール	15% 【7.5%】	13.5% 【6.75%】	12% 【6%】

※ 下欄のカッコ内の割合は、ビールの前年度課税移出数量が 1,000 kℓ超 1,300 kℓ以下の場合の軽減割合

○震災特例の廃止に伴う経過措置（改正法附則第 63 条第 3 項による旧震特法第 43 条）

品目	R 5. 4. 1 ~ R 9. 3. 31	R 9. 4. 1 ~ R10. 3. 31	R10. 4. 1 ~ R11. 3. 31
	軽減割合 (改正前の水準)	軽減割合 (改正前の 9 割の水準)	軽減割合 (改正前の 8 割の水準)
旧措置法 87 条に規定する清酒等	6.25%	5.625%	5%

※ 「軽減割合」とは、本則の酒税額から減税される金額の割合のことです。  
(改正法附則第 54 条から第 56 条まで及び第 63 条)

**(問 4-2) 令和 6 年 4 月以降に、旧制度の計算方式の適用を受けていましたが、軽減額が縮減してしまうことが分かりましたので、年度の途中から新制度の計算方式の適用を受けることはできますか。**

(答) 年度の途中で新制度の計算方式の適用を受けることはできません。新制度の計算方式の適用を受けるためには、その受けようとする年度の前年度の 3 月 31 日までに、酒類製造場の所在地を所轄する税務署長宛に、旧租税特別措置法等の適用を取りやめる旨の届出書を提出する必要があります。したがって、当該届出書を提出した日の属する年度の翌年度から新制度の計算方式に移行することになります。

なお、一旦新制度の計算方式に移行した場合には、今後、旧制度の計算方式の適用を選択することはできませんのでご注意ください。

(改正法附則第 54 条第 8 項)

**(問 4-3) 令和 6 年 4 月以降に、新制度の計算方式の適用を受けていましたが、軽減額が縮減してしまうことが分かりましたので、旧制度の計算方式を適用できますか。**

(答) 一旦新制度の計算方式に移行した場合、以降の年度において旧制度の計算方式の適用を選択することはできません。

なお、令和 6 年 4 月以降、旧制度の計算方式の適用を受けるためには、令和 6 年 3 月 31 日までに旧租税特別措置法等の適用を選択する旨の届出書を提出する

必要がありますので、ご留意ください。

(改正法附則第 54 条第 7 項)

**(問 4-4) 旧震特法に基づき国税庁長官の確認を受けた者が令和 6 年 4 月以降も引き続き、旧震特法の経過措置による軽減を受けるための手続を教えてください。**

(答) 令和 6 年 4 月以降、旧制度の計算方式の適用を受けるため、令和 6 年 3 月 31 日までに旧租税特別措置法等の適用を選択する旨の届出書を提出した場合には、特段の手続を行うことなく、引き続き旧震特法の経過措置による軽減を受けることができます。

(改正法附則第 63 条)

**(問 4-5) 共同蔵置法人に係る経過措置について教えてください。**

(答) 共同蔵置法人は、酒類製造者が主となって組織する法人で、共同事業として、瓶詰・貯蔵・ブレンドなどを行っていますが、この法人は酒類製造免許を有していません。したがって、新制度の下では、製造免許を有しない場合には特例の適用を受けることができず、本来であれば新制度の対象から除かれることとなります。

ただし、共同蔵置法人は、零細な酒類製造者が、その製造した酒類を瓶詰する装置や酒類の貯蔵施設を共同して利用することにより、コスト削減等を図るものとして旧特例措置の適用を前提に利用されてきた実態などを踏まえ、酒類製造免許を有しない共同蔵置法人であっても、施行日前 1 年以内において酒税法 28 条(未納税移出)の適用実績があること等の要件を満たす場合、令和 6 年 3 月 31 日までに届出書を提出することによって、承認酒類製造者として取り扱うことができるという特例が設けられました。

(改正法附則第 56 条第 6 項)

**(問 4-6) 特定大法人やみなし大企業であっても、承認酒類製造者になれば経過措置を適用することができますか。**

(答) 承認申請書を提出し、所轄の税務署長から承認を受けた上で、旧租税特別措置法等の適用を選択する旨の届出書を提出すれば経過措置を適用することができます。



ます。ただし、旧制度の適用要件（前年度の課税移出数量が1,300 kℓ以下（品目別に判定）、かつ、前年度の総課税移出数量が10,000 kℓ以下）を満たす必要があります。

なお、試験製造免許のみを有する製造者（問2-5関係）や酒税法第28条第6項《未納税移出》の規定により酒類製造者とみなされた者（問4-5関係）など、旧制度の特例の対象となっていた者は、上記と同様に経過措置を適用することができます。

さらに、旧制度において軽減の適用を受けていた酒類のうち、新制度の軽減の対象とならないもの（問2-6関係）についても、上記と同様に経過措置を適用することができます。（令和5年11月10日更新）

（改正法附則第54条及び第55条）

## 【5 その他】

（問5-1）再移出控除の適用を受ける酒類は、酒税の軽減対象となりますか。

（答） 酒税法第30条第3項の再移出控除の適用を受ける酒類（再移出控除適用酒類）については、他の製造場から移出する際に酒税が軽減されたものであるかどうかにかかわらず、酒税の軽減対象とはなりません。

（酒税法第30条第3項、措置法第87条第1項、通達第3編第87条第1項関係2）

（問5-2）当年度酒税累計額の算出方法について教えてください。

（答） 「当年度酒税累計額」は、その年度の初日からその算出する時点までにおける、軽減前の酒税額の累計額をいいます。具体的な算出方法は次のとおりです。

① 当年度酒税累計額は、軽減前の金額とされていますので、酒税法第23条（注）又は低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例の規定に規定する税率により計算した金額（本則税額）の累計額です。

（注） 令和8年9月30日までの間に製造場から移出する酒類については、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）の附則の規定によります。

② 再移出控除適用酒類に係る酒税額は、当年度酒税累計額に含みません。

- ③ 製造免許を受けていない品目の酒類に係る酒税額は、当年度酒税累計額に含まれません。
- ④ 2以上の製造場を有する製造者は、製造場ごとに当年度酒税累計額を算出し、その金額を合計します。
- ⑤ 酒税額を計算する際の税額や課税標準数量の端数計算については、酒税納税申告書を作成する際の方法と同様の方法により行ってください。  
(酒税法第23条及び第30条の2第1項から第3項、措置法第87条第1項及び第87条の2、通達第2編第30条の2第1項、第2項及び第3項関係の2、通達第2編第30条の2第1項、第2項及び第3項関係の3、通達第3編第87条第1項関係3)

**(問5-3) 酒類が戻し入れられた場合の当年度酒税累計額の計算方法について教えてください。**

(答) 当年度酒税累計額の計算の基礎となる数量は、純課税移出数量(注)ですので、課税移出数量から戻し入れた酒類に係る数量を控除した上で、当年度酒税累計額を計算します。

なお、当年度酒税累計額は本則税額の累計とされていますので、酒類が戻し入れられた場合には、純課税移出数量を基礎とした計算を通じて、結果として、当年度酒税累計額は、戻し入れる前の当年度酒税累計額から、戻し入れた酒類に係る本則税額が減額された金額となります。

(注) 「純課税移出数量」とは、課税移出数量から戻入れ数量を控除した後の数量をいいます。

(通達第3編第87条第1項関係1(注)及び3(注))

**(問5-4) 酒類が戻し入れられた場合の酒税法第30条第1項《戻入れの場合の酒税額の控除》の取扱いについて教えてください。**

(答) 新制度の計算方式の下で酒類が戻し入れられた場合の「酒税額」の控除は、移出時の税率の特例の割合にかかわらず、戻入れに係る税額を控除する前(酒税納税申告の前)の当年度酒税累計額の区分に応じた軽減割合により計算した税額を控除します。

ただし、旧租税特別措置法等の適用を選択する旨の届出書を提出し、引き続き旧制度の計算方式を行う場合には、これまでと同様に、移出により納付された、又は納付されるべき酒税額を控除します。

(通達第3編第87条第1項関係4(4))

**【参考事例】**

酒税法第23条の規定により計算した酒税額(本則税額)が10万円の酒類を6月1日に製造場から移出したが、7月5日に移出した製造場に戻し入れられたため、7月分の酒税納税申告で戻入れ控除を行った場合。

※ 当年度酒税累計額は、移出時は4,000万円(軽減20%区分)であったが、7月分の酒税納税申告時(戻入れ控除前)に5,006万円となった(軽減10%区分)。

(移出時の軽減後酒税額 軽減20%区分)

8万円(10万円－(10万円×20%))

(戻入控除時の酒税控除額 軽減10%区分及び20%区分)

8.6万円(6万円－(6万円×10%)＋4万円－(4万円×20%))

戻入後の当年度酒税累計額：△10万円分(5,006万円→4,996万円)

**(問5-5) 年度の途中で承認酒類製造者の承認を受けましたが、当年度酒税累計額を算出する際には、その年度の初日から承認を受けるまでの期間の酒税額も含めて計算するのでしょうか。**

(答) 年度の途中で承認酒類製造者となる場合の当年度酒税累計額は、承認を受けた日から移出する酒類に係る酒税額の累計によりますので、その年度の初日から承認を受けるまでの期間の酒税額は含める必要はありません。

(措置法第87条第1項)

**(問5-6) 相続があった場合の手続を教えてください。**

(答) 相続の申告をするときまでに承認の申請をし、当該承認を受けた相続人が、相続の時に製造免許を受けたものとみなされた場合には、当該承認についても相続があった日に承認を受けたものとみなすこととされています。ただし、相続人が既に承認酒類製造者である場合には、事業計画書の変更が必要となります。

(酒税法第 19 条、措置令第 46 条の 7 の 2 第 2 項、改正令附則第 16 条)

**(問 5-7) 相続があった場合の前年度課税移出数量、特定品目前年度課税移出数量及び当年度酒税累計額について教えてください。**

(答) 相続その他の理由により酒類製造業の全部又は一部の承継があった場合には、当該承継をした者の前年度課税移出数量の計算について、当該承継前に当該製造場から移出された当該承継に係る品目の酒類は、当該承継をした者が移出したものとみなされます。

よって、特定品目前年度課税移出数量についても、同様に計算することになります。この場合、当該酒類が本特例の軽減措置の適用を受けて移出されたものであるときは、当年度酒税累計額の計算について、当該承継をした者が移出したものとみなされます。

(措置令第 46 条の 6、通達第 3 編第 87 条第 1 項関係 5)